○総務省告示第二百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、政治結社眞生倭同志會から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成十九年総務省告示第百五十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月八日

総務大臣　川端　達夫

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部政治結社眞生倭同志會のうち「真木　　司」を「眞木　　司」に改める。

○法務省告示第二百三十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年六月八日

法務大臣　滝　　実

住所　千葉県佐倉市上志津1658番地10
張麗琴　昭和59年２月13日生
住所　東京都文京区大塚５丁目30番12―203号
魏存明　昭和56年７月28日生
住所　東京都台東区蔵前４丁目33番４号
李堅龍　昭和55年７月21日生
住所　愛知県名古屋市北区大曽根４丁目18番10号
崔虎　昭和56年９月14日生
姜松月　昭和57年11月16日生
崔太星　平成24年３月26日生
住所　東京都練馬区関町北２丁目31番15―603号
李天明　昭和57年８月24日生
李千夏　平成21年７月13日生
李震一　平成23年３月21日生
住所　東京都多摩市落合３丁目１番地
李剣　昭和62年７月24日生
住所　大阪府泉佐野市南中岡本424番地28
王洪秋　昭和59年９月１日生
住所　大阪市鶴見区茨田大宮４丁目16番14―508号
劉志国　昭和50年２月７日生
住所　大阪府東大阪市吉田７丁目３番29号
張佳怡　昭和60年11月21日生
住所　福岡市東区箱崎５丁目10番14―624号
李輝　昭和50年10月17日生
住所　横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―461号
韓紹成　昭和41年４月25日生
韓俊実　平成８年６月17日生
住所　横浜市中区相生町１丁目23番地
張可　昭和54年８月２日生
住所　横浜市都筑区中川中央１丁目28番21号
梁穎　昭和55年６月６日生
住所　横浜市西区紅葉ケ丘１番地１
趙偉　昭和55年11月27日生
住所　神奈川県横須賀市日の出町１丁目12番地
趙兵　昭和45年４月４日生
高陽　昭和50年２月14日生
趙禕宸　平成11年８月20日生
住所　神奈川県厚木市愛甲1478番地５
張鵬　昭和59年８月16日生
張子傑　平成21年６月20日生
李奈淇　平成23年９月16日生
住所　東京都台東区浅草２丁目19番３―802号
崔春紅　昭和52年10月６日生
住所　千葉市稲毛区小中台町567番地
王秀娟　昭和53年５月25日生
住所　埼玉県川口市並木２丁目33番10―206号
南紅花　昭和58年12月26日生
住所　埼玉県坂戸市大字戸宮482番地５
施俊燮　平成７年４月23日生
住所　東京都墨田区両国４丁目32番16―302号
林雲峰　昭和50年10月24日生
林秀琴　昭和53年８月７日生
林叢博　平成16年３月13日生
住所　岡山市北区田町１丁目２番27号
肖奕　昭和54年８月23日生
住所　群馬県伊勢崎市波志江町4431番地４
姜江　昭和56年12月25日生
住所　東京都台東区清川２丁目５番６―803号
費瓊　昭和57年６月26日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目26番３―720号
王宇　昭和57年４月30日生
住所　東京都足立区東和３丁目10番10―606号
姚玲　昭和60年７月８日生
住所　東京都江戸川区北小岩１丁目３番14―402号
許春姫　昭和52年３月10日生
住所　東京都中野区江原町１丁目36番1050号
劉正涛　昭和56年７月８日生
張夏燕　昭和58年12月24日生
住所　千葉県船橋市山野町189番地１
陳祖崗　昭和47年11月１日生
陳浩傑　平成８年９月７日生
住所　広島市中区基町19番１―1021号
史峰　昭和46年１月６日生
住所　山形県酒田市末広町15番８号
徐喜華　昭和44年11月２日生
鄭瑋　平成７年10月27日生
住所　愛知県豊田市永覚町上長根36番地１
吳小園　昭和54年３月13日生
住所　名古屋市中川区中郷１丁目228番地
牛彧　昭和49年10月25日生
劉越　昭和56年２月20日生
住所　東京都板橋区徳丸４丁目25番20―303号
劉咪咪　平成４年10月30日生
住所　横浜市南区永楽町２丁目17番地42
班樺　昭和55年８月17日生
李慶　昭和57年７月13日生
住所　横浜市旭区さちが丘22番地11
劉平　昭和40年７月25日生
劉龍　平成２年２月26日生
住所　川崎市多摩区宿河原２丁目22番４号
韓雪姫　昭和61年10月25日生
住所　神戸市中央区八雲通１丁目１番37―401号
羅才芹　昭和52年11月15日生
住所　兵庫県三田市富士が丘２丁目９番地19
具仁守　昭和53年６月２日生
住所　東京都品川区西中延２丁目９番１号
王欽珠　昭和58年５月１日生
住所　東京都調布市染地３丁目１番地137
翁麗紅　昭和54年10月３日生
住所　京都市中京区壬生天池町１番地
袁爍　昭和47年９月26日生
住所　北九州市戸畑区千防１丁目７番５―902号
金旭　昭和58年10月19日生
住所　大阪市浪速区日本橋５丁目２番18―702号
李淑綿　昭和49年３月５日生
住所　大阪府豊中市曽根西町３丁目７番35―207号
任闌　昭和52年９月９日生
住所　長崎市田中町105番地１
顔艶　昭和50年４月24日生
住所　東京都多摩市和田370番地８
田忠国　昭和59年３月８日生
住所　静岡県裾野市茶畑2064番地
朱鶴　昭和50年２月９日生
住所　東京都八王子市台町２丁目14番11号
シエナ・カテリン・アブドン・カメヤマ　平成７年１月23日生
ジョン・アドリン・アブドン・カメヤマ　平成９年４月30日生
住所　東京都杉並区荻窪３丁目７番２―11―302号
ジョー・ミン・ウー　昭和45年１月19日生
イン・イン・メイ　昭和34年７月28日生
住所　山口市大内御堀1913番地
楊依帆　昭和58年３月８日生
住所　静岡県浜松市東区神立町138番地２
カルロス・シズオ・アキヤマ　昭和38年９月３日生
デニゼ・トモコ・オバラ・アキヤマ　昭和40年８月９日生
ハナ・アキヤマ　平成10年６月21日生
住所　さいたま市見沼区堀崎町1558番地
楊育華　昭和54年８月９日生
住所　名古屋市中区錦３丁目２番23号
劉媛媛　昭和54年10月23日生
住所　奈良市百楽園１丁目９番57―103号
梁華子　昭和56年６月８日生
住所　北九州市若松区高須東３丁目６番６号
兪拓也　昭和58年10月11日生
住所　東京都荒川区荒川１丁目32番６―1301号
車麗子　昭和55年10月６日生

○外務省告示第二百八号

平成二十四年五月二十三日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年六月八日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、バヌアツ共和国政府の代表者とバヌアツ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有しますことを閣下に通報することを光栄に存じます。

１　四十九億四千五百万円（四、九四五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国政府からバヌアツ共和国政府に供与されることになる。

２　借款は、日本国の関係法令に従って、バヌアツ共和国政府が日本国政府に対して負担する債務を履行するために必要な資金を日本国政府がバヌアツ共和国政府に対して供与することを目的とする。

３　借款は、次の条件で供与されるものとする。

(一)　借款の利子は、年一・四パーセントとする。

(二)　借款の償還は、十年の据置期間を含む四十年の期間で行うものとする。

(三)　借款の利子は、毎年二回、支払うものとする。

(四)　借款の償還は、毎年一回、元金均等額を支払うものとする。

(五)　借款の利子及び償還は、日本国の通貨で行うものとする。

(六)　借款の利子及び償還は、日本国の銀行口座に対する払込みにより行うものとする。

(七)　借款の利子及び償還は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

(八)　借款の利子及び償還に関する費用は、日本国において課される租税その他の公課を含め、バヌアツ共和国政府が負担するものとする。

(九)　借款の利子及び償還は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

４　借款は、計画の実施のために必要な物品及び役務の調達に充てられるものとする。

５　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

６　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

７　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

８　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

９　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

10　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

11　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

12　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

13　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

14　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

15　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

16　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

17　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

18　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

19　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

20　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

21　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

22　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

23　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

24　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

25　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

26　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

27　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

28　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

29　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

30　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

31　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

32　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

33　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

34　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

35　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

36　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

37　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

38　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

39　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

40　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

41　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

42　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

43　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

44　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

45　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

46　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

47　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

48　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

49　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。

50　借款は、日本国政府が別に通報する日本国の銀行口座に払い込むものとする。